

一般社団法人スクールセーフティネット・リサーチセンター

定款

令和 3年12月 7日 作成

# 一般社団法人スクールセーフティネット・リサーチセンター定款

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人スクールセーフティネット・リサーチセンターと称し、英文表記を、School SafetyNet Research Center、略称を SSRC とする。

(目的)

第 2 条 当法人は、スクールセーフティネット・システム (School SafetyNet System、略称「SSS」) の構築、普及を図り、子どもの学校生活の質の維持向上、および子どもを取り巻く環境のより一層の充実に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 スクールセーフティネット・システムに関する各種ソフトウェア、アプリケーション等の企画、開発、構築、運用、配信、リース、販売、管理及び保守管理に関する事業
- 2 集積データの解析に基づく調査研究、情報収集及び提供に関する事業
- 3 スクールセーフティネット・システムに関する学校、行政等の相談、連携、支援及び援助に関する事業
- 4 スクールセーフティネット・システムに関する各種講演会、研修会等の企画、開催及び運営に関する事業
- 5 スクールセーフティネット・システムに関する研究文書、教材等の企画、制作、発行及び出版に関する事業
- 6 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、茨城県水戸市に主たる事務所を置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

(社員の資格の取得)

第 5 条 当法人の目的に賛同するものは、当法人の社員となるべき資格を有する。

- 2 当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 6 条 社員は、当法人に対して経費を支払う義務を負わないものとする。

(社員名簿)

第 7 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 社員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その社員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第 10 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第 3 章 社員総会

(社員総会の招集時期)

第 11 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 15 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

- 3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 17 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 18 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会に出席した理事が署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役員等

(役員の数)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
  - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

第 22 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事は、事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 27 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の免除)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 111 条第 1 項に定める役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(責任限定契約)

第 29 条 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 理事会

(理事会の設置)

第 30 条 当法人は、理事会を置く。

(構成)

第 31 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、代表理事が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

## 第 6 章 基金

（基金を引き受ける者の募集）

第 37 条 当法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の抛出者の権利）

第 38 条 抛出された基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

（基金の返還の手続）

第 39 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第 7 章 計算

（事業年度）

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

（剰余金の分配の禁止）

第 41 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

（残余財産の帰属）

第 42 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 事務局

（設置等）

第 43 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会が選任する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議に基づき別に定める。

